

会 議 録

1 会議名

令和4年度 第3回高田区地域協議会

2 報告（公開・非公開の別）

（1）令和4年度地域活動支援事業の審査結果について（公開）

3 開催日時

令和4年6月6日（月）午後6時30分から午後7時5分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川拓、栗田浩子、小嶋清介、
佐藤三郎、澁市徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃、
西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松倉康雄、村田秀夫、
茂原正美、吉田昌和（欠席2人）

・事務局：南部まちづくりセンター 滝澤センター長、小池係長、難波主任

8 発言の内容

【小池係長】

- ・松矢委員、宮崎委員を除く18人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、廣川委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【滝澤センター長】

- ・資料により説明

【本城会長】

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし

一次第3報告（1）令和4年度地域活動支援事業の審査結果についてー

【本城会長】

次第3報告（1）令和4年度地域活動支援事業の審査結果についてに入る。
事務局より説明願う。

【小池係長】

- ・当日配布資料No.1により説明
- ・高田区では令和3年度第10回地域協議会における協議の結果、令和4年度地域活動支援事業の審査は市が行う
- ・令和4年度地域活動支援事業の審査を市が行った結果、24の提案事業全てを採択した。附帯意見を付した事業があり、具体的な内容は資料裏面のとおり

【本城会長】

ただ今の説明について、質問等のある委員の発言を求める。

【西山委員】

採択の際に、上限額は高田区は設けてなかったと思う。整理No.14の事業の17,000円という採択額に関連して、最低金額というものが高田区にあったかないか、記憶がなくて申し訳ないが、この17,000円でも一応採択される金額なのか確認させてほしい。

【小池係長】

高田区の場合、補助金の上限は高田区の予算の範囲内としている。下限はない。

【富田委員】

整理No.9と整理No.24の提案事業について、宗教活動を目的とする事業でない旨の誓約書を市へ提出するというので、現時点では宗教活動ではないという判断をされている。この提案内容を検証して、違反していたら、これは宗教活動だというふうに誰が判断して、そして違反した場合には、全額を市に返すのか。教えてほし

い。

【小池係長】

今回、宗教を目的とするものではないという誓約書をお出しいただき、事業を展開していただくが、もし、結果として宗教を目的としたものとなった場合は虚偽の申請ということになる。その場合、補助金の返還ということも可能性として出てくる。

【富田委員】

現時点の行政の判断としては、活動内容をみて、これは宗教活動には当たらないというふうに判断しているわけか。

【小池係長】

そのとおり。

【富田委員】

承知した。

【北川委員】

以前に説明があったかもしれないが、審査した市の9名はどういう方か教えてほしい。

【小池係長】

まちづくりセンターは3つあり、南部、中部、北部からそれぞれ2人ずつ。自治・地域振興課から2人。あと、共生まちづくり課から1人の計9人である。

【北川委員】

承知した。

【本城会長】

浄興寺大門通りまちづくり協議会の事業について、これは地域の方々が景観事業として取り組まれるという提案なのだろうと思うが、今回、石柱は寺の財産だから駄目と、宗教法人の関係で駄目という話のように聞こえた。まちづくりで、例えば、これは中身的には他に環境整備をされるような内容だと思う。市の方の見解で、特定の寺に対する援助というふうに見られる恐れがあるということだが、取り組む団体が、その地域の皆さんが、寺町に観光客などが来るのにふさわしい景観づくりをやろうというのが目的なのだろうと思う。市の方で何か疑問点として、申請団体に対して質問をされていると聞いているが、どういう角度で提案者に質問したり、提

案者がどういう形で答えているのか。もしそこを明らかにできるのであれば、お聞かせいただきたい。

雁木通りなんかも案件としては、今回の提案の中にもあるが、雁木も私権のところ
に公金をかけて直したり塗ったりということがある。この寺の問題と、個人の財産
とは違うと思うが、その辺の並び方が、要するにまちづくり事業、景観事業として
取り組んでいる一環として、私は公金がそこに使われることはいけないというふう
に断定していいのかなと、ちょっとその辺が議論としてある。11万円カットされ、
残った17,000円が何に使われる提案なのか私どもには分からない。その辺を
ちょっと説明をいただければありがたい。

【小池係長】

17,000円の経費の内訳としては、大門通りを綺麗にされるということで、例
えばカーブミラーの掃除、電柱の不要なビラなどを剥がしたりとか、そういった作
業に使うガラスクリーナーや剥がしベラなど、そういったものの費用である。今ま
で地域協議会の皆さんに審査いただいた際も提案事業について質問があった際、文
面で質問いただいていたが、今回、同じように市の審査員において疑問点があった
場合、文面で質問をさせていただいている。浄興寺大門通り磨き上げ事業につい
ては、趣旨としては、市の行為はいわゆる政教分離の原則の対象となっており、その
ことを踏まえて、その内容が特定の宗教への助長、支援等と市民の皆さんから見ら
れることがないように、どのように工夫、配慮をされているか、教えていただきたい
という趣旨の質問をさせていただいている。その結果、提案団体からいただいた回
答では、目的として、来訪者と生活者双方にとっての祈りの道にふさわしい歩行者
空間の創出と、住民にとって住むことに誇りと安らぎの持てる快適な街並み空間の
形成を目指すということで、石柱については公道上にある構造物で、大門通りにあ
る道標でもあり、来訪者や市民の皆さんに歴史的に認知をしていただく機会とも捉
え、石柱の清掃はカーブミラーや電柱の清掃と同じ行為であり、通りの景観形成に
寄与する美化活動そのものへの補助申請であると。そして、本町から仲町そして寺
町地区へと繋がる大門通りの整備と雰囲気づくりを目指し、市長の掲げる通年観光
とも合致する景観づくりに寄与するものと考えている旨の回答をいただいている。

地域活動支援事業では、宗教活動を目的とする事業は対象外となっている。この考

え方については、この事業のQ&Aに考え方が載っており、例えば、寺の本尊や神社の本殿といった寺社の所有物の修理など、特定の寺社のために行われていると見られてしまうような事業などが対象外となるとしている。今回、政教分離に係るところを市の担当課へ所見照会をしたところ、この事業については、地域振興等を目的とした住民団体による清掃活動の一環として行われるものであるものの、浄興寺の石柱は宗教団体が所有するものであり、かつ、石柱に書かれている内容も、浄興寺などに関する事柄であり、石柱を専門業者に依頼して洗浄する行為は、本来浄興寺が行うべきものであるところ、その費用に公金を支出するのは、外形的にその宗教に対する援助と見られる可能性が高いと考えられる旨の所見を受けた。こういった情報を総合的に勘案した中で、審査員で協議をして出た意見が、今回お示しした付帯意見である。

【西山委員】

以前にも1回、寺町まちづくりの方で、寺等の話が出て、法務担当の方で確認をされており、それでその返答が出ているのだと思う。これはこれでいいのかなと思うが、何かこんなことを言うと、神社の境内を使って何か事業をやったりというのは全てその宗教的な勧誘につながるというのが出てくる。今回で多分、地域活動支援事業はお終いだらうから、これはこれでいいのかもしれないが、意見と確認だった。

【吉田委員】

整理No.24の春日町に残る御旗保存伝承事業があるが、御旗はどんなものか。ものによっては宗教に引っかかるのではないかと思うので、御旗はどんなものか教えていただきたい。

【西山委員】

内容についての判断はすべて市に一任をしているはずなので、個々の案件の細かい部分について、ここで私達がこの部分は違反しているのではないかという意見を出すのはおかしいと思う。それで先程も言われたが、法務の関係のところ、全部、多分市が担当部署に確認されて、問題がないということで結果が出てきているので、個々の細かい部分に関して、私達が24案件のうちのこれは何なのかという質問は、市に委託というかもう一任したので、そういう意見は別にここで発言する必要はないのではないか。大きな部分はあれだが、石柱みたいに異例というか、そういう部

分で注釈がつけられた部分への質問は当然あると思うが、それ以外のものは別に質問しなくてもいいのではないかと。申し訳ないが。

【本城会長】

もし参考にそういう疑念があるとすれば、それぐらいの意見には答えられれば答えていただいてもいいかなと思う。確かに私達は任せたが、ちょっと今のような問題は、後からこの団体が何かまた疑義を出したりした場合に、当然また課題となってくる。各団体が判断することで異議があれば、市へまた行くということで、私どもには直接的にはないと思う。ただそこだけちょっと議論したということだけは、経過として質しておきたかったという意味である。

【吉田委員】

どうなのかなと思ってお聞きした。

【本城会長】

春日神社の妙高山に登山する南方位山登山の時に持って上がる旗なのだろう。私が承知している御旗というのは、本町1丁目の春日神社が歴史的に謙信公により、妙高山へ登山を毎年している際に持って上がる旗。それが宗教に関係しないのかという質問だと思った。春日神社の龍の旗だろう。

【小池係長】

今回の提案書の中で、御旗の内容については、その昔、上杉謙信公が春日町へ御旗持ちを任せ、自身の代参で妙高山へ代参登山することを命ぜられたと。その当時の様子を再現し、旧春日町内、市内の方々に春日町の歴史と役目を周知するためのイベントであると。イベントにより大切な地域の宝として今一度意識いただき、保存継承がなされていくことを望んでいる旨が書かれている。

【本城会長】

吉田委員よろしいか。

【吉田委員】

はい。

【本城会長】

・他に質問等のある委員の発言を求めるがなし。

次第3報告(1)令和4年度地域活動支援事業の審査結果についてを終了する。

【西山委員】

採択はいいが、検証も今年はしないということでよいか。今までは毎年、検証ということで、事業終了後に検証、チェックみたいなこともあったが、後で報告書も我々の方には来ないという認識でよいか。

【本城会長】

行政の方で責任を負うということでお任せしたわけなので、それでよいと思う。

—次第4 事務連絡—

【本城会長】

次第4 事務連絡に入る。事務局より説明願う。

【小池係長】

- ・本日この後、引き続き第3回分科会を行う
- ・今後の地域協議会の日程連絡

第4回地域協議会：6月20日（月）18：30から 福祉交流プラザ

【西山委員】

今まで、この採点が終わったら、これは正式ではないので回収していたが、この資料も当然回収するのか。私達が知り合いの人にこれが受かったと話してもよいのか。最終的には市長の判断が下りるまで採択にはならないはずだが、この資料は集めないで持って帰ってもよいのか。

【小池係長】

今日お配りしたものは、今現在の市の審査結果ということで、地域協議会の皆さんに報告することになっていた。その報告資料ということで、皆さん持ち帰っていただければと思う。この後、本日の報告を経て、正式な内定の手続きをさせていただき、各団体に通知する予定としている。

【本城会長】

- ・他に質問等のある委員の発言を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。